

特集・職員の自主研究・施策研究―政策研究を目指して③

自主研究・行政研究・施策研究事例

①地域の国際化と横浜市の定住難民施策の在り方

職員研修所自主研究グループ

- ①地域の国際化と横浜市の定住難民施策の在り方
- ②地域生活圏と行政参加のまちづくり
- ③泉保健所における機能訓練教室運営評価会議の変遷
- ④「豊かな水環境の創造」へのアプローチ
- ⑤タウンスクエア整備基本構想
- ⑥地方自治体の経営組織研究

一 外国人市民

① 横浜市で暮らす外国人

国際港都、ヨコハマには市民の1%強にあたる三万八千人（一九九一年三月一日現在の外国人登録者数）の外国人が生活している。横浜で生活している外国人構成比の特徴は、韓国・朝鮮人が四一%と低く（全国平均は約七〇%）、中国人二五%、その他三四%が高いことにある（表一）。

近代以降、日本人のごく一般的な外国人との

混住経験は、韓国・朝鮮人、中国人に始まり、

これを第一期とすると、第二期として私達が取り

上げるインドシナ難民がいる。インドシナ難

民は、わが国が、一九八一年に難民条約に加入

し、難民を『自国民と同等に扱う』外国人と位

置付け、日本が受け入れた初めての外国人であ

る。一九九一年一月現在日本に定住したインド

シナ難民は七千二百四人であり、そのうち同年

三月で七百二十一人（ベトナム人三百六十六人、

一 外国人市民

二 定住難民の受け入れと生活実態

三 外国人市民へのサービス

四 提言

五 むすびにかえて

カンボジア人二百八十六人、ラオス人六十九人）、つまり難民の約一割が横浜市で生活している。

鶴見、栄、泉にはベトナム人が、旭、泉、瀬谷にはカンボジア人が、瀬谷、泉、神奈川と、周辺区にはラオス人が多く居住している。しかし、このことに気付いている市民は職員を含めて少ないのではなからうか。

② 足元からの国際化

昭和五十八年の『市民生活白書』には横浜に

表-1 国籍別外国人登録者数

「市政統計要覧」各年度末

年次	人口	総数	朝鮮・韓国	中国	USA	フィリピン	ブラジル	ペルー	カンボジア	ベトナム	ラオス	その他	無国籍
1980 人数	2,773,637	20,619	12,689	4,430	1,197	159	58		13			926	331
%		0.74	61.5	21.5	5.8	0.8	0.3		0.1			4.5	1.6
1985 人数	2,992,926	24,079	13,456	5,371	1,534	482		17	222	112		1,662	14
%		0.	55.9	22.3	6.4	2		0.1	0.9	0.5		6.9	0.8
1988 人数	3,151,087	28,571	14,404	7,442	1,623	1,061	321	128	241	181		2,170	171
%		0.91	50.4	26	5.7	3.7	1.1	0.4	0.8	0.6		7.6	0.6
1990 人数	3,228,729	38,603	15,704	9,649	2,177	2,067	2,671	1,151	286	366	69	4,306	157
%		1.2	40.7	25.0	5.6	5.4	6.9	3.0	0.7	0.9	0.2	11.2	0.4

住む「外国人市民」に対して「日本人と同じように納税し、市民としての義務を負っている外国籍の市民にも、日本人と等しく行政サービスを受けようとする」と述べている。その後、ここで述べられていることがどこまで達成されたであろうか。

横浜市は、国際化の動きとして、姉妹・友好都市提携、国際交流コーナーの設置、区役所での外国語表示併記、外国人相談の受付と様々な取組をしている。しかし、当然享受されるべき行政サービスが、住民である定住難民に十分に提供されているのだろうか。日本の行政機構のしくみもわからず、日本語が外国語である人々が、ちょっとした工夫で、快適な市民生活を送れるようになるのではないか。このことが私達行政に携わる者が、仕事を通して足元からできる国際化であり、定住難民を受け入れた地域や人々の国際化にもつながる。そのため何ができるか考えたい、これが自主研究グループを作ったきっかけである。

研究活動としては、第一に、難民の実態把握、第二に、横浜市、他の自治体、ボランティア団体における外国人に対する行政サービスの実態把握、第三に、提言のための問題提起と施策検討を行った。

二 定住難民の受け入れと生活実態

① 日本における難民定住政策

国際的な難民保護活動は、第一次世界大戦やロシア革命、トルコ帝国の崩壊によりヨーロッパに多数の難民が出現した一九二〇年代に開始された。

しかし、日本における難民問題開始は、ずっと遅く一九七五年五月十二日南シナ海上で救助された九人のベトナム人が千葉港に入港したことに始まる。インドシナ三国の政変で百八万人以上が難民になり、国際世論は日本政府にも難民定住受け入れを迫った。一九七九年四月、日本政府は、五百人の枠を認めたが、同時に日本に血縁関係、家族関係にあるもの、元留学生、日本企業に勤めたことのある者等、厳しい条件を設定した。しかし、これは国内外の強い批判を呼び、三カ月で緩和された。

一九五四年に「難民の地位に関する条約」、一九六七年に「難民の地位に関する議定書」が成立し、日本が加入したのは一九八一年。その後、人数枠も数回にわたり拡大され、一九八五年には一万人の枠が約束された。

日本政府の難民事業は、難民を専門に扱う部局がなく、アジア福祉教育財団に委託している。同財団は外務省の外郭団体で、以前からアジア

の孤児救済事業にあたっていたが、委託を受けた財団は難民事業本部を設け、日本定住に必要な日本語、社会適応などの訓練を行う施設として、定住促進センターを設置し、運営にあたる日本における唯一の機関である。

インドシナ難民政策として、難民条約にうたわれた内外人平等の原則により「国民年金法」「児童扶養手当法」「児童手当法」「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の国籍規制が撤廃される等、国内法との一応の整合が図られた。しかし、定住難民を取り巻く状況は依然厳しく、今後実生活の中で、彼らの地位と権利がどのように守られ、地域社会に貢献していくか、それに行政がどうコミットしていくかその役割が問われる。

②ーカンボジア脱出から横浜市民となるまで

ーCさんの場合ー

定住難民の生活を理解するために、私達はカンボジア系横浜市民Cさんにインタビューした。Cさんは一九五四年生まれ三十六歳、一歳年上の妻Yさんと五歳の長女Mちゃん、三歳の長男Sちゃんの四人家族で県営住宅I団地に住んでいる。

Cさんがカンボジアを脱出したのは、ベトナム軍が侵入し、ヘン・サムリン政権が成立した

一九七九年、翌一九八〇年にはタイのカオイダン難民キャンプに入り、ここでYさんと知り合う。Cさんは機械が好きという理由から日本を希望。一九八二年に日本政府の最初の審査を受け、その後日本国際ボランティアセンター（JVC）が日本語学校を開設しているパニコム難民キャンプに移り、約一年の研修を受けながら出国を待った。二度目の審査で日本政府の定住許可があり、空路で来日したのは一九八三年十二月であった。来日後は大和定住促進センターで三月月の日本語・日本文化の研修を受けた。

渡航証明書（パスポート、ビザに代わる入国記録）の渡航目的は *resettlement*（移住）、在留資格は四一ー一六一三（「出入国管理及び難民認定法」第四条一項一六号三に該当する在留資格、法務大臣が特に在留を認める者）となっている。数回の滞在認定更新をし、一九八八年十一月永住資格を得た。

Yさんは一九八四年四月に来日。大和定住促進センターでCさんと再会し、研修終了後二人は結婚した。

Cさんは、一九八四年四月にセンターの斡旋で横浜市神奈川区内の町工場に就職。日本人が寄り付かず難民ばかりを採用する零細企業。残業が多く、ボーナスが少なく、休むと給料を減らされ、先輩達は次々と転職していく。Cさん

も一年後にセンターの紹介で秦野市の自動車部品製造工場に転職した。

仕事はプレス作業で、日本人が作業中に指を失う事故にあい危険を感じ退職を希望。社長が国民健康保険の手続きを取ってくれたが、結局一年で退職。次もセンターの紹介で川崎市高津区の町工場に就職。

秦野時代に長女、川崎で長男が生まれた。給料は二十万円、ボーナスもあり、金属加工の仕事にも慣れてきた。川崎で困ったことは、住居工場の二階に住んだが、狭く昼間の騒音や悪臭、鉄くずが子供に危険なため、社長に頼み近くのアパートを借りてもらったが、会社の補助も少なく家賃が家計を圧迫した。そこで、日本語ボランティアに相談し、公営住宅を申し込む。何度かの落選後、現在の団地に当選し、2LDK家賃一万円の暮らしが確保でき、横浜市民となったのは一九八九年八月のことである。

③ー困難だらけの生活

ここでCさんが横浜市民となるまでを紹介したが、就職紹介はすべてセンター、職安で仕事を探すには語学力不足。一般に定住センターへの求人情況は良好だが九割が製造業、いわゆる3K職場。残業が多く、勉強したくても時間が足りない。各種保障制度や厚生設備は不備なことが

多い。住居探しも、彼らだけではアジア人という理由で断わられる。借りても家賃が高く生活を圧迫する。子供の日本語習得のため保育園の入園を希望したが、妻のYさんが無職のため不可能。付き合っても今のところカンボジア人とボランティアのみ。

Cさんの一例をとっても、困難な生活が浮き彫りにされる。また、別な例では、教育委員会からの就学案内も、難しい漢字と、堅い言い回しの葉書が彼らには何だか分からなかった。電話料金の請求書が何回も送られてきたが、手続きがわからず電話を止められてしまった。鶴見区からエメールアドレスが届いたこともある。漢字の書けない難民がローマ字であて名を書いたため、局員が間違えたらしい。

これらの話は国際化が叫ばれているにもかかわらず、残念ながら地域住民からではなく、すべてボランティアや彼らの友人から聞いた話である。これらを手掛かりに、行政で解決できることを探っていくことにする。

三——外国人市民へのサービス

次に、横浜市、他の自治体（神奈川県・秦野市）、ボランティア団体が行っているサービスの実態を調査した。これは横浜市の国際化が

どの程度実現されているか、一つの目安とするためである。つまり、難民条約などにより国籍条項がはずれた幾つかの法律は、定住難民以外の外国人にも適用されていく。このような法律の持っている平等性から、「定住難民」としながら、「外国人」として設問した。

表-2 外国人登録窓口業務についてのアンケート集約

区名	職員人	外国語表示	外国語を話す職員	外国語の記入手引	申請	外国語の案内冊子
鶴見	3	英語	英語(1人)	無	本人	YOC
神奈川	4	無	無	英語	本人	有(不明)
西	2	英語	英語(1)	中国語	本人	有(※1)
中	5	英・中・ハングル	英語(6)	無	本人	YOC・エコー
南	3	有(不明)		無	本人	YOC・エコー
港南	3	英語	英語(2)	英語	本人	エコー
保土ケ谷	3	英語	英語(1)	有(不明)	本人	YOC・エコー
旭	3	英語	英語(1)	中・スペイン	本人	YOC
磯子	3	英語	英語(1)	中・スペイン	本人	YOC・エコー※2
金沢	4	英語	無	英・中・スペイン	本人	YOC・エコー
港北	4	英語	英語(1)	英・中・ポルトガル	本人	エコー
緑	4	有(不明)	不明(2)	2カ国語	本人	YOC・エコー
緑北部	5	英語	英語(2)	中国語	本人	エコー
戸塚	6	英語	無	有(不明)	本人	有(不明)
栄	5	英語	英語(1)	無	本人	YOC・エコー※3
泉	3	無	英語(1)	無	本人	YOC
瀬谷	5	英語	無	無	本人	YOC・エコー

※1 生活情報ガイド・YOKOHAMA, MY CITY・外国人相談窓口のご案内・安心して暮らすために・市、県民相談室のパンフレット

※2 市、県民相談室のパンフレット・生活情報ガイド

※3 安心して暮らすために・市、県民相談室のパンフレット・生活情報ガイド

①横浜市の窓口業務
これは日本人が住民票の異動を行ったときを想定し、外国人ならば外国人登録終了後、国民健康保険、国民年金、また学籍についてどのようになされているか調査した。
窓口に通ずる特徴は、区の外国人登録者数によって対応の仕方がかなり違うことと、職員

個人の語学力に左右される点にある。パンフレットはあっても、説明しないと分からない場合、外国語の話せる職員が対応しているところもある。

⑦外国人登録窓口

ここは外国人が最初に訪れる窓口である。調査項目は表の通りである。外国語というと英語で、記入手引や冊子の設置状況は区によってまちまちである(表1・2)。

⑧国民健康保険窓口

設問は次ぎのとおりである。

問1 国籍別では、どの国の人が申請していますか。

問2 申請手続き・制度の説明は日本語ですか。日本語以外の言葉でも説明していますか。

その場合は何語で

問3 申請相談上困ることはどういうことですか。

問4 申請者の家族構成は。

問5 外国人向けに加入を勧める広報等をしていきますか。

問6 外国人の加入資格についての広報等をしていきますか。

国民健康保険では、保険制度自体を理解してもらうことが難しいようである。制度自体が理解されないために未払いも増えているらしい。保険制度の利用については、外国人登録で勧め

ている区役所もある。

問3の回答をいくつかピックアップする。

①保険料に対して金銭感覚が違う。日本では安い金額でも外国人にとっては高いと感じることが多い。

②国民健康保険が強制保険であることが理解されない。したがって外国人は必要なときだけ自由加入脱退できると思っており、必要なときだけ加入しその部分の保険料しか支払わないと主張する。

③国民健康保険という制度は、日本独自のもののため、外国人に理解してもらうのが非常に大変である。しかし、実際には理解されていないようで保険料の未払いが多く、非常に問題となっている。

⑨国民年金窓口

設問は次ぎのとおりである。

問1 年金制度について、外国人向けに説明資料を設置していますか。

問2 窓口職員は、外国人対応ができますか。(英会話等で)

問3 年金制度の外国人向け広報を行っていますか。

問4 手続き等に関して、トラブル、問題点はありませんか。

国民年金については、パンフレットを置いて

いないところがほとんどで、説明は口頭で行う。年金は制度上三百カ月以上保険金を納入しないと支給されないもので、申請者は、定住生活の長い韓国・朝鮮人が多い。

問4の回答から引用する。

①今後国際化に対応し、外国の年金制度への加入期間を、日本の年金制度への加入期間と見なす(通算する)問題など、日本人に対しての年金法の改正が度々行われ、職員もその内容を理解するのに精一杯という事態が予想される。

②外国人の大半は韓国・朝鮮人が多く日本語が通じる(欧米人等は極少)ため、現在までのところほとんどトラブルは生じていない。

⑩学籍等

外国人登録者に就学児童がいると、教育委員会が就学案内を発送している。また、保育園の入園申請は、中区では中国人の申請が多いので中国語の申請書を作成している。

⑪横浜市の広報

市民は日常生活の中で、市の広報により様々な情報を得ている。そこで各局総務課で調査、聞き取りを行った。また同様の調査を行った総務局国際室の資料も参考とした(資料1・1)。「生活に必要な情報の伝達」

生活に最低必要な情報は横浜市海外交流協会

(Y O K E) 発行の生活情報ガイドに集中している。市発行の「暮らしのガイド」にも英語・中国語による案内が載っているが、入手方法が伝達されておらず、あまり利用されていないようだ。外国人に渡らずに、日本人の語学勉強に使われている量が多いのではないかととも言われている。

各局発行のパンフレットは施設の案内や、事業概要などが多い。また、日本語を英語に訳しただけでは、生活習慣等の違う外国人に理解されるか疑問が残る。

教育委員会の作っている学校生活紹介ビデオは、欧米語以外の言葉のナレーションも考えていて実際的といえる。全般的に見ると外国語による広報の努力は払われているが十分とは言えない。言葉が分からなくて情報が伝わらない人は、事実上行政サービスの対象外となっていることにもっと注意を払うべきである。

④ 横浜市 of 交流事業

ゲストを迎えたり、逆に人を派遣したりといった伝統的な友好交流が多い。しかし、地域コミュニティの一員として活動する緑区の「緑国際交流ラウンジ」のような意欲的な取り組みも出てきた。

外国人との交流事業のタイトルでは英・米

人、次いで南米・インドシナの人々が多く、外国人登録者数の多い韓国・朝鮮人、中国人は登場しなかった。互いの文化を学び合う交流事業は少なかつた。

① 他 of 自治体 of 取り組み

⑦ 神奈川県 of 取り組み

神奈川県 of 外国人住民施策は、県内に居住する約三万人 of 在日韓国・朝鮮人に対する自治体行政サービスの向上・改善という目標を中心に据えて行われている。

一九七五年に長洲知事が提唱した、市民レベルの相互交流・理解をはかる「民際外交」は、一九八〇年から日本に住む外国人の権利を保障・尊重し、気持ち良く暮らせる地域社会作りと、日本人の「心の国際化」を進めようとする「内なる民際外交」への取り組みへと発展した。

県民・職員に向けて、毎年「国際理解講座」・「県内在住外国人問題検討会」等を開いて、在日韓国・朝鮮人の歴史・文化・生活・人権状況等についての理解を深め、また行政施策の資料作りとして、県内在住外国人実態調査を実施した。

現在では副知事を会長に庁内各担当部長を構成メンバーとする国際化推進協議会が中心となつて、庁内の調整を取りながら行政施策が進めら

れ、インドシナ難民に対しては、日本語教育指導者派遣事業を、県内市町村の教育委員会へ委託して補助を行っている。

今後の課題として、県職員への採用枠の拡大、社会教育の推進等、検討すべきものが数多く存在しているとのこと。

また、県国際交流協会では、インドシナ難民の定住支援を行っているボランティア団体の支援をしており、そこではカンボジア語・ラオス語の生活情報載せたミニコミ誌が発行されている。

④ 秦野市 of 取り組み

秦野市では、インドシナ系市民への行政サービスは、ボランティア団体を仲介に進められている。

「東南アジアと共に歩む会」には、市内の高校・大学教師・市職員・学生等が参加しており、月二回の日本語教室を中心に、生活相談・家庭訪問等、その活動は多岐にわたっている。

各家庭の生活状況や日本と異なる文化背景に理解をもつボランティアが、必要に応じて行政とのパイプ役となる。教師のメンバーが、教育委員会と連絡をとって、子供の日本語習熟度に応じた教育プログラムを作成したり、市職員のメンバーが保健所による住民健康診断・予防接種の実施を手伝ったりしている。これらの場合、

行政サービスの内容を翻訳した言葉だけで説明しても理解されにくい。ため、絵やスライドを用いて概念の違いを説明する工夫をすることも大切であるとのこと。

秦野市は、このボランティア団体に補助金の助成を行っている。

⑤ ボランティアの活動

⑦ 市民が活動している団体

① みどり日本語の会

緑区民の「ボランティアで日本語を教えてくださいませんか」との呼び掛けにより発足。

当初は、大和定住促進センターを出た定住難民を対象に日本語の指導をしていたが、現在では緑国際交流ラウンジにおいて定住難民だけでなくあらゆる地域から日本に定住している人々を対象に活動を続けている。

② 葦の会

相模原を中心に活動している。大和定住促進センターを出たばかりのインドシナからの定住者への日本語指導、生活上の注意、学校、保育園、銀行での手引書の作成のほか、インドシナの言葉による「医療用語集」の救急病院への設置運動を行っている。

③ 若い難民を考える会（CYR）

在日インドシナ人達の自立を目的とした日本

語学習、子供の勉強の手伝い、母国語による生活相談、生活情報誌の発行等を行っている。

また、子供達が心身共に健康に成長して行くためには、両親を始め周りの大人たちの自立がなければならぬと考え、保育者養成のプログラム、洋裁、木工、織物等の自立のための技術訓練も行われている。

④ アジアの人々と共に歩む会

主に、東南アジア出身者及びその家族に日本の文化や言語等の学習の場を提供している。

また、就学の支援を行い定住を促進している。運営資金には、秦野市の助成金も含まれる。大和定住促進センターとの連帯をはじめ、難民の生活歴を知るために難民キャンプ、ラオス、カンボジア、ベトナム等を視察している。

① ボランティアグループが行政に期待すること

ボランティア活動を続けている人達にインタビューをし、その結果をまとめ、考察した。

自治体の国際交流事業というと、友好都市との国際親善や、文化、スポーツの交流といった華やかなイメージが大半を占め、差し迫った地域問題を解決するための実質的な国際交流とは掛け離れた感がある。

実際に、身近な国際交流として、日本に住む外国人が生活していくうえで様々な手助けをしているのは、民間のボランティアグループが

ほとんどであり、行政は、それに頼り切っているのが実情である。

ボランティア活動をしている人達は、そういった一見華やかなイベント、例えば、姉妹都市への代表団派遣よりも、在日外国人にも一般の市民と同じように暮らしていけるような基盤作りを求めている。

中でも難民が定住するために抱える問題については、いまのところ横浜市の対応策は、ほとんどといってよいほど無い。このため、定住難民である彼らは、生活の中での不便さや、今後の生活に対する不安感をもっている。

ボランティア団体が、行政に求めていることは、活動の場所や情報の提供、運営資金の援助だけでなく、そのボランティア活動を通じ、専門の指導者や行政とのパイプ役となる人材を育成し、最終的には、公的な組織の中で現在の活動を広げられるようなシステムを作ることである。

その中で行政が、やるべきこと、地域のボランティアグループでしかできないことを認識し、それぞれが、お互いを刺激し合い、協力することにより彼らにとって本当に暮らしやすい社会を作っていくことが必要である。

そのためには、それぞれの活動内容が充実するような体制作りが、最も求められていること

ではないだろうか。

そして、これは定住難民に限ったことではなく、日本に住む外国人すべてのために言えることである。横浜が国際都市として、すべての市民が暮らしやすく、異なる国籍や文化が共存する地域社会に向けて、市民生活に密接に関連する施策について、もっと、積極的に取り組むべきことである。

四——提言

日本が難民条約に加入し十年がたった。冒頭にも述べたが彼らは日本が積極的に受け入れたアジアの人々であり、国レベルでも内外人平等の原則に基づき法制度の改正を行った。定住難民は仕事で日本に来たのではなく、国家に人権や生活権の保障が求められなくなり逃れてきた人々である。そして、この横浜に根を張り暮らすようにする人々である。国際化を考えると、地域ではアジアの人々を日常の生活でどう受け入れるか、自治体ではどのような構想をもつ施策を展開するか力量が問われることになる。このようなことを踏まえ、提言したい。

なお、私達が定住難民に対する施策提言を考える上で留意した第一点は、何を行政サービスとして行うかを明確に分けて考えていくことで

ある。現在、横浜市海外交流協会、あるいはボランティア等に横浜市の肩代わりして行っていることが多々ある。行政が独自に行うことと、民間活動に協力して行うべきことを区分して考えるようにした。

第二点として、現行の制度等の見直しが必要なものうち、すぐ実行に移すべきものを緊急課題とし、☆をつけた。

①—窓口業務

①外国人登録窓口は市内に居住するとき、最初に訪れる窓口であるため、行政広報のキーステーションに位置付け、日本人が住民票の異動を行うときと同様、国民健康保険、国民年金、児童手当、学籍の確認と案内を行う。あわせて市民相談室の外国人相談室の案内を行う。

②職員並びに市民ボランティアの言語別連絡リストを常備し、窓口対応を円滑にする。あわせて該当語のボランティアを紹介する。

③『生活情報ガイド』（財団法人横浜市海外交流協会発行）を全区に置く。また、各ボランティア団体発行のパンフレットを積極的に置く。

④☆外国人登録を基に、基本台帳を作成し、行政サービスの平等化をはかる。申請手続き上住民票が必要な場合、外国人はそれに代わるものとして外国人登録済証明書を提出するが、行政

の側が積極的に通知等を行う際、日本国籍市民と外国籍市民に共通の住民基本台帳はない。例えば、教育委員会では文部省の通知により、外国籍である該当児童にも小学校への就学案内を出しているが、該当者を独自に抽出している（実際の業務は各区で行っている）。外国人登録閲覧に関する法務省との法的手続き、プライバシー保護等解決しなくてはいけない問題はあが、各方面からの意見を聞き台帳整備を図るべきである。

②—広報紙・パンフレット

①単なる翻訳でなく、制度や仕組みを理解できるものにかえる。

②英語だけでなく、多言語化する。（インドシナ難民にとっては英語も外国語である。）

③各種団体発行のパンフレットを積極的に活用する。既に、インドシナ三国語に訳されている日本での生活ガイド（法律相談、病院の利用法等）がある。（受入れ、配布場所等については後述）。

③—生活支援

①区民相談室の外国人相談に雇用相談や住宅相談も加える。

②地区センター等で巡回相談を受け付ける。

③ 女性フォーラムに相談コーナーを設ける。

④ 区民の集い、地区センター行事、教文セミナー等、あらゆる機会を捕えて地域住民への国際理解教育を行う。

⑤ 雇用主等への研修を行う。

⑥ 上記相談員は定住難民が望ましい。専門相談員としての彼らへのトレーニングと横浜市への雇用を検討する。

⑦ 市営住宅入居基準の見直し

⑧ 民間賃貸住宅の登録・斡旋、家賃助成、建築誘導、借り上げ制度を作る。

⑨ ☆難民への実態調査の早期実施

彼らがどのような状況におり、何を求めているのか行政ベースで実態調査を全国に先駆け早期に行う。

④ 教育支援

① 難民子弟への補習。日本語についていけない子供のために、両国語のできる人間による、補習を行う。

② 民族教育。独自の言語、文化等を教える。これには日本人児童・生徒も参加させると、生きた国際教育となる。

③ 成人向け日本語教室の開催。時間や会場に留意する。また、教育ビデオによる通信教育制度も作る。

④ 職業訓練の実施

⑤ ーボランティア支援

① ☆ボランティアの実態調査。

難民に対しどのような活動をしているかはもちらんのこと、本来行政が行うことを肩代わりしていないか、また行政に対しどのようなことを期待しているか調査する。

② 日本語ボランティアの研修

③ ボランティア間のネットワーク作りの支援。

⑥ ー行政組織の整備

① ☆庁内に横断的連絡協議会を設ける。関係各部署で外国人市民への行政サービスの在り方を検討する機関を作る。

② ☆外国人市民とかかわっている各団体、自治会、行政と連絡会をもち、お互いの理解を深めると共に、ノウハウを交換する。(ボランティア

ア団体が病院利用のパンフレットを作成し公立病院に設置を依頼したが、断られた例を聞く。

病院側の柔軟な対応が望まれるが、今の行政組織では難しい面もある。どこに依頼し、誰が許可すれば全市的に設置可能か分からないため生じたことである)

③ ☆外国人市民に対する行政サービスの連絡調整を行う部所を新設する。

⑦ 職員研修

① 国際化に対応する地域国際人育成研修を行う。

② 窓口対応研修。実践講座

③ 即効性はないように思われるが、異文化での生活経験は長期的には本市の財産となるので、国際化に対応する職員への支援を行う。

・ 「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」の積極的活用。
国際協力事業団(JICA)の専門家や青年海外協力隊での派遣。

・ 本市独自の技術者の積極的海外派遣。
・ 国際ボランティア休暇制度の導入。

五 ーむすびにかえて

今回の調査で横浜市が定住難民に対する働き掛けとして、教育委員会の「外国籍児童・生徒等学校紹介ビデオ(仮題)」と就学案内があった。しかし、これは特に定住難民に絞っている訳ではない。行政の立場上、難民だけを優遇するのは市民サービスとして平等性に欠けるという議論は出て来る。だが、提言でも述べたように、私達が積極的に受け入れたアジア人その民族性を認め、人権や生活権を保障して行かなければなるまい。

地域での国際化とそれを支える施策を考える

ポイントとは、他民族を同化するのではなく、「混住時代」といわれるようにそれぞれの立場を認めたいという共生関係である。今回感じたことは、個々の職場では対応が取られているが、全体としての構想がない点である。現実には留学生、就学生、研修生、日系南米人（家族ぐるみの来日が多い）、滞在期間切れの外国人との混住生活は始まっている。また、単純労働者の受け入れを迫る国際世論。難民の場合もそうであったが、法律が変われば今まで非合法のものが合法となる。そうなったときどうするか考えるのは遅いのである。定住難民をきっかけとして、総ての外国人市民が住みよい町になってほしい。

最後にレポートをまとめるに当たり、大和定住促進センター所長の内藤健三氏、神奈川県渉外部国際交流課開沢靖裕氏、神奈川県国際交流協会の荻村哲朗氏、地方自治総合研究所内田和夫氏、日本国際ボランティアセンター、国連難民高等弁務官事務所、横浜市の関係各局の講義、協力に感謝します。

△中村裕子〓環境事業局浄化設備課浄化指導係
 △岡田優子〓建築局住宅政策課担当係長／熊野雅章〓建築局住宅事業課／小泉麻子〓建築局住宅管理課管理第一係／渡辺ひとみ〓建築局宅地指導課事務係／對馬まり〓建築局住宅政策課／宮谷敦子〓都市計画局土地対策課／日置拓也

〓緑政局北部農政事務所農政係／三浦保之〓中区保護課保護係／川添慶一郎〓中区保護課保護係

資料 1 各局の広報

①総務局

災害対策室：EARTHQUAKES

統計課：横浜市ミニ統計 英語版

行政管理課：和英対照 横浜市組織図

②市民局

市民文化室：横浜美術館ガイド

勤労市民室：外国人労働者雇用主への啓発活動

動 動

広聴課：中区民会議での在住外国人との定期的な話し合い

女性計画推進室：コンピューター端末情報

市民相談室1：外国人相談室窓口の設立案内

リーフレット

③民生局

中福祉事務所（保育第二課）

保育園入所案内を平成二年度から入園申請者に手渡し

④衛生局

港湾病院：病院案内パンフレット（医療・文化・宗教の違いを考えた治療へ努力）

〓YOKOボランティアとのタイアップ
 きれいなまちに（英訳付）
 Year End / New Year Garbage Collection Notice
 （年末年始の収集のお知らせ）
 YOUR TOWN IS HOME, LET'S KEEP IT CLEAN.
 あなたのご協力を期待します（ごみの出し方の協力依頼）

⑤環境事業局

Year End / New Year Garbage Collection Notice

（年末年始の収集のお知らせ）

YOUR TOWN IS HOME, LET'S KEEP IT CLEAN.

あなたのご協力を期待します（ごみの出し方の協力依頼）

KEEP IT CLEAN.

あなたのご協力を期待します（ごみの出し方の協力依頼）

⑥交通局

高速鉄道：路線図・出口のローマ字表示

電光提示版の和英併記

市営バス：主要ターミナルでの表示板の和英併記

（現在二十カ所のバスターミナルの改善を計画中）

併記

（現在二十カ所のバスターミナルの改善を計画中）

⑦教育委員会

Education In Yokohama City

指導第一課就学係：外国籍児童・生徒等学校

紹介ビデオ（仮題）

（平成二〜三年度事業、外国人の児童・生徒に対して、日本の小・中学校生活、教科、行事等を紹介する。ナレーションは英語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・ポルトガ

（平成二〜三年度事業、外国人の児童・生徒に対して、日本の小・中学校生活、教科、行事等を紹介する。ナレーションは英語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・ポルトガ

ル語・ハンゲル語

* 経済局は観光案内以外には特になし
 建築局も専門書(住宅レポート等)以外には特になし

資料1-2 パンフレット(横浜市発行)

1、An Invitation 英・中・仏・独・露 総務局国際室

2、市政、法律、交通事故に関する外国人相談窓口のご案内 英・韓・中 市民局市民相談室

3、Earthquakes 英 一九八九年 総務局災害対策室

4、保育所入所案内 中 中区福祉課

5、生活保護のしおり(中国語版) 一九八六年 民生局保護課

6、Yokohama City Kowan Hospital 英 衛生局港湾病院

7、Education In Yokohama City 英 一九八七年 教育委員会事務局

8、Yokohama City National Health Insurance 英 一九八六年 民生局保険年金課

資料1-3 生活情報(外郭団体・他自治体等)

1、観光案内地図 英 (社)横浜国際観光協

会

2、Yokohama Municipal Bus Route Map 一九八九年 (財)横浜市海外交流協会

3、生活情報ガイドPart1 英・中 一九九〇年 (財)横浜市海外交流協会

4、Yokohama My City 英 一九八四年 (財)電気通信共済会

5、Yokohama Echo 英 月刊 (財)横浜市海外交流協会

6、Kawaraban 英 (財)横浜市海外交流協会

7、Midori 日本語 みどり日本語の会

8、外国人くらしのハンドブック 日本語 一九九〇年 神奈川県渉外部国際交流課

9、ことばのちず 日・韓・中・英・タイ・ベトナム・カンボジア (財)神奈川県国際交流協会

10、たみちゃんとカンボジアの少女ソナ 日 一九八九年 (財)神奈川県国際交流協会

11、たみちゃんと熱帯林 日 一九九〇年 (財)神奈川県国際交流協会

12、Festive Kanagawa 英 一九八八年 (財)神奈川県国際交流協会

13、Tokyo Subway Map 英 一九九〇年 Tour Companion

14、こんなときは危険です! 英・韓・中・タイ・ベトナム・カンボジア 一九九〇年 東京ガス株式会社

15、役所と手続き①〜市役所〜 一九八九年 役所と手続き②〜保健所と福祉事務所〜 一九八九年

16、病気になるった時 タイ・ベトナム・カンボジア 一九八八年

17、難民相談ハンドブック 日 一九八八年 (財)アジア福祉教育財団 難民事業本部

18、Guidebook for Foreign Residents 日・英併記 一九九〇年 浦和市民部市民課

19、皆さんと保健所 日・英・韓 東京都豊島区池袋保健所

20、セキ・タンがとまらない時は 日・英・中・韓・ベトナム 一九八九年 東京都衛生局公衆衛生部防疫結核課

21、セキ・タンがとまらない時は 日・英・中・韓・ベトナム 一九九〇年 埼玉県衛生部保健予防課

22、Hello TOSHIMA 英・中 豊島区広報課

23、Hello TOSHIMA 英・中 豊島区広報課

23、Hello TOSHIMA 英・中 豊島区広報課

23、Hello TOSHIMA 英・中 豊島区広報課

資料1-4 その他関連資料

- 1、神奈川県渉外部国際交流課『ともに生きる』一九八八年
- 2、財団法人横浜市海外交流協会『国際交流事始め―私たちの国際交流』一九八九年
- 3、神奈川県国際人権問題懇話会『国際人権問題談話会報告集』一九八九年
- 4、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部『希望』一九八八年
- 5、財団法人アジア福祉教育財団『愛』一九八九年
- 6、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部、大和定住促進センター『大和促進センター十周年記念集』一九九〇年
- 7、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部『難民事業本部案内』一九九〇年
- 8、「大和定住促進センターについて」他、センター訪問関係資料

資料1-5 参考文献

- 1、特集・横浜の国際性『調査季報』65』一九八〇年
- 2、李博「在日韓国・朝鮮人／その民族と人権」『調査季報』71』一九八一年
- 3、海外交流研究グループ「横浜「市民」の海外交流」『調査季報』78』一九八三年
- 4、村田哲康「ベトナム難民援護事業実践の現状と課題―聖隷福祉事業団ベトナム難民援護施設愛光寮の事例を通して―」『社会福祉研究』32』一九八三年
- 5、特集・国際化時代の市民と行政『調査季報』89』一九八六年
- 6、日本の入管法制と外国人『ジュリスト』877』有斐閣、一九八七年
- 7、「特集 日本の難民受け入れを考える」『Trial & Error』78』一九八八年
- 8、手塚和彰『外国人労働者』日本経済新聞社、一九八九年
- 9、法務省入国管理局入管統計研究会『我が国をめぐる国際交流の変遷』大蔵省印刷局、一九九〇年
- 10、有馬実成「難民問題―その実態とNGO活動」『福祉』一九九〇年
- 11、本間 浩「難民問題とは何か」岩波書店、一九九〇年
- 12、遠藤 允「難民の家」講談社、一九九〇年
- 13、国際難民高等弁務官駐日事務所『レフュジーズ』『インドシナ難民Q&A』一九九〇年
- 14、外国人労働者等問題連絡協議会『東京都における外国人労働者の現状と課題』
- 15、(財)国際協力推進協会『地方の国際化の現状と問題点』一九八八年
- 16、地方の時代シンポジウム事務局『第十三回地方の時代シンポジウム』「自治体の国際政策」関係資料